

行政委員会事務局任用事務における補助作業（会計年度任用職員）募集要項

令和7年5月
行政委員会事務局

1 募集人数

1名

2 業務内容

行政委員会事務局任用調査部任用調査課における業務の補助
（文書整理、電話対応、郵便送受、資料作成、受験生誘導その他事務補助全般）

3 応募資格

（1） パソコン（Microsoft Word、Excel）の基本的な操作ができる方

（2） 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の応募資格を満たす方が応募することができます。

・年齢、学歴は問いません。

4 任用期間

令和7年7月22日から令和7年9月21日まで

※更新はありません。

5 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

午前9時から午後3時45分まで（休憩45分）

週5日30時間

※ただし必要がある場合は、同じ実働時間で出勤・退勤時刻を変更することがあります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
(ただし、休日に勤務が必要な場合は、休日を振り替えます。)

(3) 勤務場所

大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所 4 階 行政委員会事務局

(4) 報酬等

報酬 (月額)	7,853 円 (月額については、給与改定等により変更する場合があります。)
---------	---

※上記のほかに通勤手当が支給されます。

(5) 社会保険

健康保険適用なし
厚生年金保険適用なし
雇用保険適用あり

(6) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事 (兼業) については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(7) その他

応募資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 書類審査

ア 審査方法

下記記載の 2 点の項目について審査します。

- ・申込受付期限内での応募であるか
- ・書類に不備がないか

イ 審査結果

審査結果は、令和 7 年 6 月 17 日 (火) までに申込者全員に連絡します。

(2) 面接試験

ア 選考方法

書類審査通過者を対象に、職務に対する意欲、人柄、姿勢等について個別面接を実施します。

※応募者多数の場合は、複数人で実施する場合があります。

イ 日時

令和7年6月19日（木）または6月23日（月）に実施予定

日時、場所等の詳細は書類審査の通過者に連絡します。

ウ 選考結果

選考結果は面接試験受験者全員に送付します。

7 結果の発表

(1) 合格者の決定は、面接試験の結果を総合的に判定し、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。

(2) 結果は、合否に関わらず、本人に郵便で通知します。

なお、電話による選考結果のお問合せはご遠慮ください。

(3) 面接試験結果の順位に従って、採用予定者を決定します。

(4) 辞退等により採用予定者に欠員が生じた場合には、面接試験結果の順位に従って、次点の者を新たに採用予定者とします。

(5) 合格後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

8 申込方法

次の書類等を郵便等で送付または持参してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）でお申し込みください。

※郵便等において、料金が不足している場合は、受け付けません。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 会計年度任用職員採用申込書 1通

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 面接試験結果送付用の定形封筒（長形3号） . . 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

○採用申込書等の受付期間

(1) 郵便等で送付する場合

令和7年6月12日（木）まで（必着）

※「会計年度任用職員採用申込書在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

(2) 持参する場合

令和7年6月12日（木）まで

受付時間 午前9時から午後5時30分まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

9 申込書送付・持参先（問合せ先）

大阪市役所 行政委員会事務局任用調査部任用調査課
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20（電話：06-6208-8555）

10 その他

- ・この応募において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・応募に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「個人情報保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。